

社団法人三条法人会定款変更（案）新旧対照表

現行定款	定款の変更（案）
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、社団法人三条法人会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 本会の事務所は、新潟県三条市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的、事業及び組織</p> <p>（目的） 第3条 本会は、健全な納税者団体として、地域内の全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友誼団体と協調連携して、租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて良き法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1）税制及び税務に関する調査研究並びに建議 （2）租税関係の法令、通達等の周知を図るための講習会、説明会等の開催 （3）経理、経営に関する講習会、説明会等の開催 （4）機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行 （5）関係官庁並びに友誼団体との協調 （6）財団法人全国法人会総連合及び社団法人新潟県法人会連合会並びに各法人会との相互連携 （7）その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>（組織） 第5条 本会に、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別に支部を置くほか、青年部会、及び婦人部会を設置することができる。 2 支部、青年部会及び婦人部会の運営その他については、別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、<u>公益社団法人</u>三条法人会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 本会の主たる事務所は新潟県三条市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目的） 第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）税を巡る諸環境の整備・改善等を図る事業 （2）地域の経済社会環境の整備・改善等を図る事業 （3）会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業 （4）本会の組織を充実し全国各地の法人会との連携強化を図る事業 （5）本会の活動に関係する諸官公庁との連携をはかる事業 （6）その他、本会の目的達成に必要な事業 2 前項の事業は、おもに<u>三条税務署管内</u>において行うものとする。</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第 6 条 本会の会員たる資格を有する者は、三条税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第 7 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。</p> <p>(会員の権利義務)</p> <p>第 8 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有すると共に、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第 9 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 退会</p> <p>(2) 事業が解散</p> <p>(3) 除名</p> <p>(退 会)</p> <p>第 10 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。</p> <p>(除 名)</p> <p>第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。</p> <p>(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき</p> <p>(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき</p> <p>2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会 費)</p> <p>第 12 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。</p> <p>2 既納の会費は、返還しないものとする。</p> <p>(会員の名簿)</p> <p>第 13 条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。</p> <p>2 前項の会員名簿は、会員の異動を生じたつど、これを訂正するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(構成員)</p> <p>第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。</p> <p>(1) <u>正会員</u> 三条税務署管内にある法人または事業所を有する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会をした者とする。</p> <p>(2) <u>賛助会員</u> 本会の事業を賛助し、入会を承認された法人または個人。</p> <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する<u>法律</u> (以下「<u>法人法</u>」という。) <u>上の社員</u>とする。</p> <p><u>(会員の資格の取得)</u></p> <p>第 6 条 本会に入会しようとする者は、<u>理事会</u>の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p><u>(経費の負担)</u></p> <p>第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、<u>総会</u>において別に定める<u>会費を支払う義務</u>を負う。</p> <p><u>(任意退会)</u></p> <p>第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除 名)</p> <p>第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p><u>(会員資格の喪失)</u></p> <p>第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき。</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>(役員の種類)</p> <p>第14条 本会に次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">理事 60名以上～70名以内</p> <p style="padding-left: 4em;">内 会 長 1名</p> <p style="padding-left: 4em;">副 会 長 5名以上～7名以内</p> <p style="padding-left: 4em;">専務理事 1名</p> <p style="padding-left: 2em;">常任理事 15名以上～20名以内</p> <p style="padding-left: 2em;">監 事 2名以上～3名以内</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第15条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者又はその会員の役員のうちからこれを選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により、これを選任する。</p> <p>3 専務理事は、第1項の規定にかかわらず、会長の推せんにより理事会の承認を経て会長が委嘱する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、日常の会務を処理し事務局を総括する。</p> <p>4 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。</p> <p>5 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。</p> <p>6 監事は、民法第59条の職務を行う。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 増員又は補欠のために選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第19条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>(役員設置)</p> <p>第11条 本会に次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 理事 <u>30名以上60名以内</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監事 3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長とする。</p> <p>3 理事のうち6名以内を副会長とする。</p> <p>4 理事のうち1名を専務理事、15名以内を常任理事とすることができる。</p> <p>5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、<u>副会長、専務理事及び常任理事</u>をもって法人法上の<u>業務執行理事</u>とする。</p> <p>(役員選任)</p> <p>第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事職務及び権限)</p> <p>第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>(監事職務及び権限)</p> <p>第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第15条 理事及び監事の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p>2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別定める。</p> <p>第5章 顧問、相談役、参与、委員及び職員</p> <p>(顧問、相談役、参与)</p> <p>第20条 本会に顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役及び参与は理事会の推せんにより会長がこれを委嘱する。</p> <p>3 顧問、相談役及び参与の任期並びにその他の事項については、別に定める。</p> <p>(委員会)</p> <p>第21条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>3 委員は、理事会の推せんにより会員たる法人の代表者又はその会員の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。</p> <p>2 事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。</p> <p>3 職員の給与規定は、別に定める。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第23条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。</p> <p>第6章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第24条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。</p> <p>(総会)</p> <p>第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。</p> <p>(総会の開催及び招集)</p> <p>第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員数の5分の1以上若しくは、監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。</p>	<p>(役員解任)</p> <p>第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第17条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、<u>総会において定める総額の範囲内</u>で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第18条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役は、理事会において選任または解任する。</p> <p>3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べるすることができる。</p> <p>4 顧問及び相談役の任期は2年とする。</p> <p>5 顧問及び相談役は無報酬とする。</p> <p>第5章 総会</p> <p>(構成)</p> <p>第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって、<u>法人法上の社員総会</u>とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第20条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p>(会員の表決権) 第27条 会員は、各1個の表決権を有する。 2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。 3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事) 第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(総会の付議事項) 第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。 (1) 事業報告及び事業計画 (2) 収支決算及び収支予算 (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項 (4) その他会長が必要と認めて付議した事項</p> <p>(役員会) 第30条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。 2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。 3 監事、顧問、相談役及び参与は、役員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(役員会の開催及び召集) 第31条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。 2 役員会の招集については、第26条第3項の規定を準用する。</p> <p>(役員会の議事) 第32条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。 2 役員会の議事は、出席役員過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(役員会の付議事項) 第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。</p>	<p>(開催) 第21条 総会は、通常総会として毎年1回、<u>事業年度終了後3ヵ月以内</u>に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p> <p>(招集) 第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第23条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(議決権) 第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議) 第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、<u>総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数</u>をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>(議事録) 第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事のうちから選出した2名が、前項の議事録に署名または記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成) 第27条 本会に、理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第28条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p>(1) 総会に提出すべき議案 (2) 定款の変更に関する議案 (3) 総会において、理事会に委任された事項 (4) その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項</p> <p>2 常任理事会は、理事会に代わり常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、決議事項については、次回の理事会において報告しなければならない。</p> <p>(会議の議長) 第34条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。</p>	<p>(4) <u>本会の組織の決定</u> (招集) 第29条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</p> <p>(決議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く<u>理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。 2 出席した<u>会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u> 3 <u>運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</u></p> <p>第7章 正副会長会等</p> <p>(構成) 第32条 本会に、正副会長会を置く。 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。 3 正副会長会は、次にに関する事項を行う。 (1) 理事会の議題に関する審議 (2) 理事会から委任されたもの 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p>第8章 事務局</p> <p>(事務局) 第33条 本会に、事務局を置く。 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局は、次にに関する庶務を行う。 (1) 本会の事務処理に関する事項 (2) 理事会等から委任された事項 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。</p> <p>(1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) 資産から生ずる果実</p> <p>(5) 寄付金品</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。</p> <p>2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(基本財産の使用の制限)</p> <p>第38条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物件のために供してはならない。</p> <p>2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の議決を経て、その一部に限りこれを処分することができる。</p> <p>(経費)</p> <p>第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。</p> <p>(収支予算、収支決算等)</p> <p>第40条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第41条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 <u>本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。</u> これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p>(事業年度) 第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第43条 この定款は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければこれを変更することができない。</p> <p>(解散) 第44条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。</p> <p>(残余財産の処分) 第45条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(細則) 第46条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。</p> <p>2 従来、三条税務署管内法人会連合会、三条法人会、加茂法人会、見附法人会、田上町法人会、栄町法人会、中之島町法人会、下田村法人会に属した会員並びに同会の権利義務の一切は、本会が継承する。</p>	<p>第10章 定款の変更及び解散等</p> <p>(定款の変更) 第38条 この定款は、総会によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第39条 本会は、総会において総正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第40条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第41条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第11章 公告の方法</p> <p>(公告の方法) 第42条 <u>本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>

現行定款	定款の変更(案)
<p>3 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。</p> <p>4 本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、創立総会の日から昭和63年3月31日までとする。</p> <p>5 本定款の第4章・第14条を改正して、平成2年5月29日から施行する。</p> <p>6 本定款の第2章・第3条、第4条を改正して、平成6年5月30日から施行する。</p>	<p>2 <u>本会の最初の代表理事は馬場信彦とする。</u></p> <p>3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、<u>公益法人の設立登記</u>を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、<u>設立の登記の日を事業年度の開始日</u>とする。</p>